

令和八年九月

第三百二十七回定例会提出議案

青森県議会

番 号	件 名	摘 要
議 案 第 一 号	令和八年度青森県 一般会計補正予算 (第二号)案	1 歳入歳出予算の補正 百六十一億五千五十万八千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 七千七百八十九億千四百万八千円 2 繰越明許費 女性相談支援センター費ほか二十一件 3 債務負担行為の補正 令和八年度新サッカースタジアム整備方 針案策定支援業務委託代金ほか十件 4 地方債の補正 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 ほか十八件 二十一億五千八百万円
議 案 第 二 号	令和八年度青森県 港湾整備事業特別 会計補正予算(第 一号)案	1 歳入歳出予算の補正 五億四千四百五十三万九千円 (補正後の歳入歳出予算の総額) 三十三億三千五百四十万五千円 2 地方債の補正 港湾整備事業 五億円 (担当課 財政課)

番 号	議 案 第 三 号	議 案 第 四 号
件 名	令和八年度青森県 病院事業会計補正 予算（第一号）案	令和八年度青森県 下水道事業会計補 正予算（第一号） 案
摘 要	1 つくしが丘病院 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入 三百万円 支出 八百十五万三千円 2 共同経営・統合新病院 収益的収入及び支出の予定額の補正 収入 四十六万四千円 支出 百十五万九千円 3 企業債の補正 県立つくしが丘病院施設整備事業及び医 療器械整備事業 三百万円 （担当課 財政課）	1 流域下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額） 五億九千五百三十六万円 支出（減額） 五億九千五百三十六万円 2 十和田湖特定環境保全公共下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額） 七千三百八十万円 支出（減額） 七千三百八十万円 3 企業債の補正 下水道事業 （減額）一億千九百万円 （担当課 財政課）

議 案 第 六 号	議 案 第 五 号	番 号
青森県行政手続に おける特定の個人 を識別するための 番号の利用等に関 する法律施行条例 の一部を改正する 条例案	青森県地域未来基 金条例案	件 名
（担当課 行政経営課） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 による就学支援金の支給に関する事務等につ いて条例による県の他の機関に対する特定個 人情報の提供をしないこととするものであ る。	（担当課 総合政策課） 青森県地域未来基金を設置するものであ る。	摘 要

議 案 番 号	議 案 番 号	番 号
青森県立学校設置 条例の一部を改正 する条例案	青森県児童福祉法 施行条例の一部を 改正する条例案	件 名
（担当課 学校教育課） 青森県立青森若葉養護学校、青森県立浪岡養護学校、青森県立森田養護学校、青森県立弘前第一養護学校、青森県立弘前第二養護学校、青森県立黒石養護学校、青森県立七戸養護学校、青森県立むつ養護学校、青森県立八戸第一養護学校及び青森県立八戸第二養護学校の名称を変更するものである。	（担当課 こどもみらい課） 児童福祉法の改正に伴い、一時保護を適正に行うことができる者の登録の基準を定めるものである。	摘 要

番 号	第 九 号 案	第 十 号 案
件 名	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 件
摘 要	1 工事の表示 青森県庁舎（電気棟）新築工事 請負代金 2 六億四千二十万円 3 契約の相手方 鹿内・盛特定建設工事共同企業体	1 工事の表示 青森県庁舎（電気棟）新築電気設備工事 請負代金 2 十九億五千二百五十万円 3 契約の相手方 張山・日善・エム特定建設工事共同企業体 （担当課 財産管理課）

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 件
摘 要	1 工事の表示 障がい者交流センターねむのき会館（仮称）（本館）改築工事 2 請負代金 六億千八百二十万円 3 契約の相手方 鹿内・盛特定建設工事共同企業体 （担当課 障がい福祉課）	1 工事の表示 弘前警察署（庁舎）改築工事 2 請負代金 三十二億七千二百五十万円 3 契約の相手方 西村・南・弘南特定建設工事共同企業体 （担当課 警察本部施設装備課）	1 工事の表示 ヘリテレ中継システム更新工事 2 請負代金 六億六千八百三十六万円 3 契約の相手方 張山電氣株式会社 （担当課 警察本部施設装備課）

番 号	議 案 第十四号	議 案 第十五号
件 名	工 事 の 請 負 契 約 の 一 部 変 更 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 一 部 変 更 の 件
摘 要	県営天間ダム地区防災ダム事業・農業水利 施設保全合理化事業天間ダム防ダム第十四号 工事・天間ダム合理化第七号工事について、 工事内容の変更による請負代金の変更をする ものである。	（担当課 農村整備課） 三・三・八号白銀市川環状線橋梁^{りょう}整備 （（仮称）馬淵川橋）工事（田面木工区）に ついて、工事内容の変更による請負代金の 変更をするものである。 （担当課 都市計画課）

番 号	議 案 第 十 六 号	議 案 第 十 七 号
件 名	工 事 の 請 負 契 約 の 一 部 変 更 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 一 部 変 更 の 件
摘 要	三・三・八号白銀市川環状線橋梁^{りょう}整備 （仮称）馬淵川橋）工事（尻内工区）につ いて、工事内容の変更による請負代金の変更 をするものである。 （担当課 都市計画課）	青森県立盲学校・青森県立青森聾^{ろう}学校改 築工事について、物価等の変動による請負代 金の変更をするものである。 （担当課 学校施設課）

番 号	件 名	議 案 第 十 八 号	議 案 第 十 九 号
摘 要	1 債務者 八戸市江陽四丁目五の三一 2 放棄する権利の内容 平成二十七年十月十四日から平成二十八年三月十四日までの間に実施した八戸漁港内の工作物の除去及び漁港施設の原状回復に係る工事の代執行に伴う事務管理に係る費用の償還の請求権	権利の放棄の件	訴えの提起の件
	(担当課 漁港漁場整備課) 1 請求の訴えを提起するものである。 2 個人A 八戸市在住 3 請求の趣旨 次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。 (1) 被告は、八戸市下長四丁目県営住宅河原木団地二十六号棟二階四号の建物を明け渡せ。 (2) 被告は、県に対して金七十三万七千五百円及び公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第三十二条第一項の明渡しの期限が到来した日の翌日から(1)の建物の明渡しを行う日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を支払え。 (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。 3 請求の原因 被告は、令和五年十一月以降、県営住宅の家賃を滞納し、及び公営住宅法第三十二条第一項の規定による明渡しの請求に応じないものである。		(担当課 建築住宅課)

番 号	議 案 第二十 号	議 案 第二十 一号
件 名	訴えの提起の件	青森県道路公社の 道路の整備に關する 基本計画の変更 に係る定款の変更 について認可の申 請をするの件
摘 要	1 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払の請求の訴えを提起するものである。 被告 埼玉県加須市在住 個人A 2 請求の趣旨 次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求め る。 (1) 被告は、五所川原市みどり町五丁目県営住宅広田団地九号棟五階三号の建物を明け渡せ。 (2) 被告は、県に対して金七十六万七百元及び公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第三十二条第一項の明渡しの期限が到来した日の翌日から(1)の建物の明渡しを行う日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を支払え。 (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。 3 請求の原因 被告は、令和六年九月以降、県営住宅の家賃を滞納し、及び公営住宅法第三十二条第一項の規定による明渡しの請求に応じないものである。 (担当課 建築住宅課)	青森県道路公社の道路の整備に關する基本計画の変更に係る定款の変更について、国土交通大臣に対し、同公社と共同して認可の申請をするものである。 (担当課 道路課)

議 案 番 号	議 案 件 名	議 案 摘 要
第二十二号	青森県工業用水道事業未処分利益剰余金の処分の件	令和七年度青森県工業用水道事業未処分利益剰余金を建設改良積立金を積み立てる方法及び資本金へ組み入れる方法により処分するものである。
第二十三号	青森県病院事業建設改良積立金の目的外使用の件	青森県病院事業建設改良積立金を令和七年度青森県病院事業未処理欠損金の補填に充てるものである。
第二十四号	青森県下水道事業資本剰余金の処分の件	令和七年度青森県下水道事業資本剰余金を未処理欠損金を補填する方法により処分するものである。
		(担当課 都市計画課)
		(担当課 病院局事業統括部)

議 案 第二十八号	議 案 第二十七号	議 案 第二十六号	議 案 第二十五号	番 号
青森県病院事業会 計の決算の認定を 求めるの件	青森県工業用水道 事業会計の決算の 認定を求めるの件	決算の認定を求め るの件	青森県公安委員会 委員の任命の件	件 名
令和七年度の青森県病院事業会計の決算の 認定を求めるものである。 (担当課 病院局事業統括部)	令和七年度の青森県工業用水道事業会計の 決算の認定を求めるものである。 (担当課 整備企画課)	令和七年度の決算の認定を求めるものであ る。 (担当課 会計管理課)	青森県公安委員会委員野呂 ^{のろともこ} 知子の任期が令 和八年十月十日をもつて満了するので、後任 の委員の任命について同意を得るものであ る。 (担当課 人事課)	摘 要

番 号	議 案 第二十九号	報 告 第一号
件 名	青森県下水道事業 会計の決算の認定 を求めるの件	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	令和七年度の青森県下水道事業会計の決算 の認定を求めるものである。	1 和解の相手方 むつ市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和六年七月十六日和田市元町 東三丁目六〇の六四七地内の県道におい て、当該県道の側溝の蓋の不備に伴う事故 によって個人 A が負傷したことに係る解決 金として、同人に対して金八十八万円を支 払う。 （令和八年七月十三日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	第 報 二 号 告	第 報 三 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 上北郡七戸町在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年三月二十和田市大字立 崎字立崎九の二地先の県道において、当該 県道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じ た損害の賠償金として、同人に対して金七 千四百七十七円を支払う。 （令和八年七月二十七日専決処分）	1 和解の相手方 三沢市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年四月二十七日三沢市花園 町三丁目三一の三七二四地先の県道におい て、当該県道の穴ぼこに起因する事故によ って個人 A 所有の自動車が増傷したことによ り生じた損害の賠償金として、同人に対 して金三万二千二十円を支払う。 （令和八年七月二十七日専決処分） （担当課 道路課）

第 報 四 号 告	番 号
第 報 五 号 告	件 名
専決処分した事項 の報告の件（和解 の件） 1 和解の相手方 三沢市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年五月四日上北郡東北町字 下板橋七九の一地先の県道において、当該 県道上のスノーポールに接触したことによ って個人 A 所有の自動車が増傷したことによ り生じた損害の賠償金として、同人に対 して金四万四千二百五十円を支払う。 （令和八年八月四日専決処分） （担当課 道路課）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件） 1 和解の相手方 平川市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年一月二十九日平川市南田 中西原一一二の九地先の県道において、当 該県道の無蓋側溝に起因する事故によって 個人 A 所有の自動車が増傷したことにより 生じた損害の賠償金として、同人に対して 個人用自動車保険契約に基づき保険会社が 支払った金十九万六千六百六十八円のほか 金三万二千二百三円を支払う。 （令和八年八月七日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	第 報 六 号 告	第 報 七 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	令和八年一月二十九日平川市南田中西原一 一二の九地先の県道において当該県道の無蓋 側溝に起因する事故によって個人A所有の自 動車が損傷したことに伴い生じた損害につい て損害保険ジャパン株式会社が個人用自動車 保険契約に基づく保険金の支払を行ったこと により、保険法第二十五条第一項の規定によ り代位取得した損害賠償請求権に係る損害に ついての県の同株式会社に対する損害賠償の 額を左記のとおり定めるものとする。 損害賠償額 十九万六千六百六十八円 （令和八年八月七日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和八年二月十四日三沢市大字三 沢字淋代平一六の二六〇二地先の県道に おいて、当該県道の穴ぼこに起因する事故 によって個人A所有の自動車が損傷したこ とにより生じた損害の賠償金として、同人 に対して金十万六千九百三十円を支払う。 （令和八年八月十日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	第 報 八 号 告	第 報 九 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）
摘 要	1 和解の相手方 黒石市在住 個人A 弘前市大字常盤坂二丁目七の二四 有限会社丸二建設 2 和解の内容 有限会社丸二建設は、令和八年一月二十 八日弘前市大字小沢字広野一九五地先の県 道において個人Aが運転し、同有限会社が 所有する自動車の運行による事故によって 県有自動車に損傷したことにより生じた損 害の賠償金として、県に対して金六十万四 千五百八十二円を支払う。 （令和八年八月十八日専決処分）	令和六年七月十六日十和田市元町東三丁目 六〇の六四七地内の県道において当該県道の 側溝の蓋の不備に伴う事故によって個人Aが 負傷したことにより生じた損害について、国 が労働者災害補償保険法第二十二条第一項の 規定による療養給付を行ったことにより、同 法第十二条の四第一項の規定により代位取得 した損害賠償請求権に係る県の国に対する損 害賠償の額を左記のとおり定めるものとす る。 損害賠償額 八万四千二百九円 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）

第 報 十 号 告	番 号
第 報 十 号 告	件 名
専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
1 和解の相手方 青森市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年二月二十一日弘前市大字 門外三丁目一六の二九地内の県道において、 当該県道の段差に起因する事故によって個 人 A 所有の自動車が増傷したことにより生 じた損害の賠償金として、同人に対して金 四万三千五百円を支払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 弘前市在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年二月十六日弘前市大字十 腰内字猿沢二六一三地内の県道において、 当該県道の穴ぼこに起因する事故によって 個人 A 所有の自動車が増傷したことにより 生じた損害の賠償金として、同人に対して 金二万三千八百六十五円を支払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 二 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 東京都千代田区神田和泉町二 日本通運株式会社 2 和解の内容 県は、令和八年三月七日弘前市大字悪戸 字中野九の二地先の県道において、当該県 道上の樹木に接触したことによって日本通 運株式会社所有の自動車が増傷したこと により生じた損害の賠償金として、同株式 会社に対して金一万八千七百五十五円を支 払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）
報 告 第 十 三 号	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	令和八年三月三十一日三戸郡田子町大字関 字栗ノ木平一の二地先の国道において当該国 道の穴ぼこに起因する事故によって株式会 社フソウが使用する自動車が損傷したこと により生じた損害について三井住友海上火災保 険株式会社が一般自動車総合保険契約に基 づく保険金の支払を行ったことにより、保 険法第二十五条第一項の規定により代位取 得した損害賠償請求権に係る損害について の県の同株式会社に対する損害賠償の額を 左記のとおり定めるものとする。 損害賠償額 三万六千二百七十八円 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	報 告 第 十 四 号	報 告 第 十 五 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 三沢市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和八年四月十一日三沢市大字三沢字庭構七六三四地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金一万九千百九十五円を支払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 むつ市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和八年四月十二日三沢市大字三沢字庭構七六三四地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して家庭用自動車総合保険契約に基づき保険会社が支払った金四万二千九百円のほか金千円を支払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	報 告 第 十 六 号	報 告 第 十 七 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	令和八年四月十二日三沢市大字三沢字庭構七六三四地先の県道において当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害について三井住友海上火災保険株式会社が家庭用自動車総合保険契約に基づく保険金の支払を行ったことにより、保険法第二十五条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同株式会社に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。 損害賠償額 四万二千九百円 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 上北郡横浜町在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和八年四月十二日三沢市大字三沢字庭構七六三四地先の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金二万九千三十円を支払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）

番 号	報 告 第 十 八 号	報 告 第 十 九 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 八戸市城下四丁目一九の一五 三八五交通株式会社 2 和解の内容 県は、令和八年四月二十一日上北郡おい らせ町上久保六一の二二地先の県道におい て県有道路照明灯が倒れたことによつて三 八五交通株式会社所有の自動車が損傷した ことにより生じた損害の賠償金として、同 株式会社に対して金二百四十四万四千七百 八十三円を支払う。 （令和八年八月二十七日専決処分） （担当課 道路課）	1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人A 2 和解の内容 令和七年八月二十六日上北郡六ヶ所村大 字泊字川原一五九の一七地先の村道交差点 において県が使用する自動車の運行及び個 人A所有の自動車（以下「本件自動車」と いう。）の運行による事故によつて県が使 用する自動車及び本件自動車が損傷したこ とにより生じた損害の賠償金として、県は 同人に対して金十万九千八百円を、同人は 県に対して金十五万八千八百三十四円を支 払う。 （令和八年八月二十八日専決処分） （担当課 農林水産政策課）

番 号	報 告 第 二 十 号	報 告 第 二 十 一 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	1 和解の相手方 青森市在住 個人A 2 和解の内容 令和八年一月九日平川市碓ヶ関東碓ヶ関 山国有林七三六林班ち小班地内の市道にお いて県有自動車の運行及び個人Aが運転し、 有限会社幸青通信社が所有する自動車（以 下「本件自動車」という。）の運行による 事故によって県有自動車及び本件自動車 が損傷したことにより生じた損害の賠償金と して、県は同有限会社に対して金十一万八 千三百四十九円を、同有限会社は県に対 して金八万八千三百四十一円を支払う。 （令和八年八月二十八日専決処分） （担当課 監理課）	1 和解の相手方 青森市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和八年二月三日から同月十七日 までの間に青森市柳川一丁目一二の五五 地先の青森港本港地区小型船舶用物揚場に おいて青森ベイブリッジからの氷塊の落下 による事故によって個人A所有の小型船舶 が損傷したことにより生じた損害の賠償金 として、同人に対して金十三万九千六百三 十五円を支払う。 （令和八年八月二十八日専決処分） （担当課 港湾空港課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 二 十 二 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 東津軽郡平内町在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年二月十八日青森市柳川一丁目一三の四地内の臨港道路において、当該臨港道路の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金九千九百円を支払う。 （令和八年八月二十八日専決処分）
報 告 第 二 十 三 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人 A 2 和解の内容 県は、令和八年四月三十日青森県立むつ養護学校駐車場において草刈作業に伴う事故により個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金十萬八千七百二十四円を支払う。 （令和八年八月二十八日専決処分） （担当課 学校教育課）

番 号	報 告 第 二 十 四 号	報 告 第 二 十 五 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	令和七年度青森県 一般会計継続費精 算報告書の報告の 件
摘 要	1 和解の相手方 八戸市在住 個人B 八戸市在住 個人C 2 和解の内容 県は、令和八年一月十七日にその保管した個人Aが所有していたネックレスを八戸警察署において紛失したことにより生じた損害の賠償金として、同人の配偶者である個人B及び個人Aの子である個人Cに対してそれぞれ金二千五百円を支払う。 （令和八年九月七日専決処分） （担当課 警察本部監察課）	地方自治法施行令第一百四十五条第二項の規定に基づき、令和七年度青森県一般会計継続費精算報告書について、報告するものである。 （担当課 財政課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 二 十 六 号	令和七年度青森県 工業用水道事業会 計継続費精算報告 書の報告の件	地方公営企業法施行令第十八条の二第二項 の規定に基づき、令和七年度青森県工業用水 道事業会計継続費精算報告書について、報告 するものである。
報 告 第 二 十 七 号	令和七年度青森県 病院事業会計継続 費精算報告書の報 告の件	地方公営企業法施行令第十八条の二第二項 の規定に基づき、令和七年度青森県病院事業 会計継続費精算報告書について、報告するも のである。
報 告 第 二 十 八 号	健全化判断比率の 報告の件	（担当課 病院局事業統括部） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第三条第一項の規定に基づき、令和七年度の 決算に係る健全化判断比率について、監査委 員の意見を付し、報告するものである。 実質赤字比率 なし 連結実質赤字比率 なし 実質公債費比率 十二・四パーセント 将来負担比率 五十・一パーセント （担当課 財政課）

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 二 十 九 号	青森県港湾整備事業の資金不足比率の報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第一項の規定に基づき、令和七年度の青森県港湾整備事業特別会計の決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものである。 資金不足比率 なし
報 告 第 三 十 号	青森県工業用水道事業の資金不足比率の報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第一項の規定に基づき、令和七年度の青森県工業用水道事業会計の決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものである。 資金不足比率 なし
報 告 第 三 十 一 号	青森県病院事業の資金不足比率の報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二十二条第一項の規定に基づき、令和七年度の青森県病院事業会計の決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 病院局事業統括部)

番 号	件 名	摘 要
報 告 第三十二号	青森県下水道事業 の資金不足比率の 報告の件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二条第一項の規定に基づき、令和七年 度の青森県下水道事業会計の決算に係る資金 不足比率について、監査委員の意見を付し、 報告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 都市計画課)
報 告 第三十三号	公立大学法人青森 県立保健大学の令 和七年度における 業務の実績につい ての評価の結果の 報告の件	公立大学法人青森県立保健大学の令和七年 度における業務の実績についての評価の結果 を地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関す る法律（令和五年法律第五十八号）附則第三 条第三項の規定に基づき、報告するものであ る。 (担当課 健康医療福祉政策課)
報 告 第三十四号	地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンターの令和七年 度における業務の 実績についての評 価の結果の報告の 件	地方独立行政法人青森県産業技術センター の令和七年度における業務の実績についての 評価の結果を地方独立行政法人法第二十八条 第五項の規定に基づき、報告するものである。 (担当課 農林水産政策課)

番 号	報 告 第 三 十 五 号
件 名	公立大学法人青森 県立保健大学の中 期目標の期間にお ける業務の実績に ついての評価の結 果の報告の件
摘 要	公立大学法人青森県立保健大学の中 期目標における業務の実績について の評価の結果を地域の自主性及び自 立性を高めるための関係法律の整備 に関する法律（令和五年法律第五十八 号）附則第三条第三項の規定に基づ き、報告するものである。 （担当課 健康医療福祉政策課）